

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 9 開示上の留意事項 比較情報等

### 1. 比較情報

企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、有価証券報告書に記載される財務諸表の前期分の数値の位置付けが、当期の財務諸表を構成する比較情報に変更されています。

これに関連した財務諸表等規則ガイドライン6を受けて、注記事項について以下の比較情報が必要となります。

#### (1) 会計方針等に関連する注記事項

原則として、前事業年度の記載は不要。

前事業年度と当事業年度で会計方針等が異なる場合には、会計方針の変更の注記等で開示されるため、重ねて注記する必要はないと考えられます。

(例) 重要な会計方針、連結の範囲等に関する記載 など

#### (2) 財務諸表の特定の勘定科目との関連性が高い注記事項

原則として、数値・定性的情報ともに前事業年度の記載が必要。

(例) リース取引、金融商品、退職給付、税効果会計 など

#### (3) 財務諸表全体と関連性の強い注記事項

原則として、数値・定性的情報ともに前事業年度の記載が必要。

(例) セグメント情報、関連当事者との取引 など

なお、セグメント情報に関して、量的な重要性の変化によって報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合があります。

この場合には、改正された「セグメント情報等の開示に関する会計基準」に基づき、その旨及び前事業年度のセグメント情報を当事業年度の報告セグメントの区分により作り直した情報を開示します。

ただし、その記載が実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響を記載します。

また、遡及処理がなされた場合には、遡及処理の影響を反映したセグメント情報の開示が

必要です。

(4) 性質上比較情報が不要と考えられる注記事項

原則として、比較情報としての前事業年度の記載は不要。

(例) 企業結合等、後発事象、継続企業の前提 など

後発事象や継続企業の前提について、前事業年度から当事業年度にかけての推移や過年度からの経緯が重要と判断される場合には、当事業年度の注記においてそれらを記載することになると考えられます。

## 2. 未適用の会計基準等の注記

実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」に従って、IFRS 又は米国会計基準に準拠して作成された在外子会社の財務諸表を連結決算手続上利用している場合があります。

この場合、「未適用の会計基準等の注記」の対象が IFRS 又は米国会計基準にも及ぶことに注意が必要です。

期末日時点で公表済みで未適用となっている IFRS 又は米国会計基準について、重要性が乏しい場合を除き、適用予定日や影響などの注記が必要になります。

## 3. その他

今年の3月31日は土曜日であったため、3月決算会社では期末日が休日に該当することになります。

そのため、期末日満期手形の残高が重要な場合には、入出金の会計処理を満期日又は交換日のいずれで行ったか及びその金額を注記する必要があります。

(2012/4/13号より)